

## 子ども手当の円滑な実施(システム経費)

平成21年度第二次補正予算案

○予算額 123億円

## ○概要

子ども手当の円滑な実施を図るため、その準備のための市町村（特別区を含む）における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

〔補助対象〕 市町村（特別区を含む）

〔補助額〕 原則人口規模に応じて補助

子ども手当の円滑な実施（システム経費）  
（平成21年度第二次補正予算案）

補助基準額\* = 基礎額 + 上乗せ額

・基礎額（300万円）

・上乗せ額（平成22年1月1日現在人口を基準）

人口に応じて計算		単価
	5万人未満	65円
5万人以上	10万人未満	60円
10万人以上	20万人未満	50円
20万人以上	50万人未満	40円
50万人以上	100万人未満	35円
100万人以上		30円

\*補助基準額は、7,000万円を上限とする。

《具体的な計算例》

○ A市(人口:150,000人)の場合

(基礎額)

(上乗せ額(人口比例))

300万円 + 875万円 = 1,175万円

(5万人未満の人数分)

49,999人×65円=325.0万円

(5万人～10万人未満の人数分)

50,000人×60円=300.0万円

(10万人～20万人未満の人数分)

50,001人×50円=250.0万円

※千円未満の端数は切り捨て

(注) 現時点での考え方を示したものである。

## 子ども手当の支給に係る事務処理について（検討中）

## 1. 子ども手当の支給事務

## (1) 支給要件

子ども手当における「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とし、父母等への支給要件については、児童手当と同様にすることを検討中。

## (2) 手当額

平成22年度分の子ども手当の額は、子ども一人につき月額1万3千円とする予定。

※法案は、平成22年度の単年度法であり、平成22年度の子ども手当の支給を規定することを検討中。

## (3) 認定、支給及び支払い

○ 子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、住所地の市区町村長に請求を行い、認定を受けるものとし、市区町村長は、認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する予定。

※公務員については所属庁から支給する予定。

○ 子ども手当は、平成22年6月（4月～5月分）、10月（6月～9月分）、平成23年2月（10月～1月分）及び平成23年6月（2月～3月分）に、それぞれの前月までの分を支払うことを検討中（定期払い）。

ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする予定（随時払い）。

※子ども手当と児童手当の両者を別々に支給するのではなく、子ども手当として一括して支給することにより、子ども手当と児童手当の二重の支給事務の必要をなくすことを検討中。

#### (4) 経過措置

##### ① 申請免除についての検討中の内容

- 施行日の前日において児童手当受給者であって、施行日に子ども手当の支給要件に該当する者については、子ども手当に係る認定請求があったものとみなすこととし、新たに認定請求を行う必要はなくす。また、この者に係る子ども手当は、4月分から支給する。

ただし、次に掲げる者については、申請免除の経過措置に該当しないこととしているため、認定請求を行う必要がある。

- ・ 児童手当法第10条の規定により、児童手当の全部または一部が支給停止となっている者
- ・ 児童手当法第11条の規定により、児童手当の支払を一時差し止められている者
- ・ その他

##### ② 申請猶予期間についての検討中の内容

###### ○ 新規認定請求

- ・ 施行日において子ども手当の支給要件に該当する者であって、申請猶予期間（平成22年9月30日まで。以下、同じ）中に認定請求があった場合は、4月分から支給する。
- ・ 施行日以後において中学生の子どもを養育するなど子ども手当の支給要件に該当することとなった者であって、申請猶予期間中に認定請求があった場合は、該当の日の属する月の翌月分から支給する。

###### ○ 額改定認定請求

- ・ 施行日において中学生の子どもを養育していることにより、子ども手当の額が増額する者であって、申請猶予期間中に認定請求があった場合は、4月分から改定する。
- ・ 施行日以後において中学生の子どもを養育することとなり、子ども手当の額が増額する者であって、申請猶予期間中に認定請求があった場合は、養育することとなった日の属する月の翌月分から改定する。

## 2. 各種様式について

- 子ども手当に係る各種様式については、厚生労働省令等において定めるが、現在使用している児童手当の認定請求書等の各種様式については、適宜、修正の上、使用して差し支えないこととすることを検討中。

## 3. 子ども手当交付金の交付申請について

- 子ども手当交付金については、基本的に、児童手当交付金と同様の手順により、交付申請等の事務を行うことを予定している。また、受給資格者の被用者・非被用者の別や子どもの年齢等によって、子ども手当交付金の負担割合が異なることから、児童手当と同様にシステム上の児童数によって、機械的に子ども手当交付金を算出する方法を検討中。
- 子ども手当事務取扱交付金の事務処理については、児童手当事務取扱交付金（平成15年度まで）に準じた取扱いとすることを検討中。

## 4. 広報等について

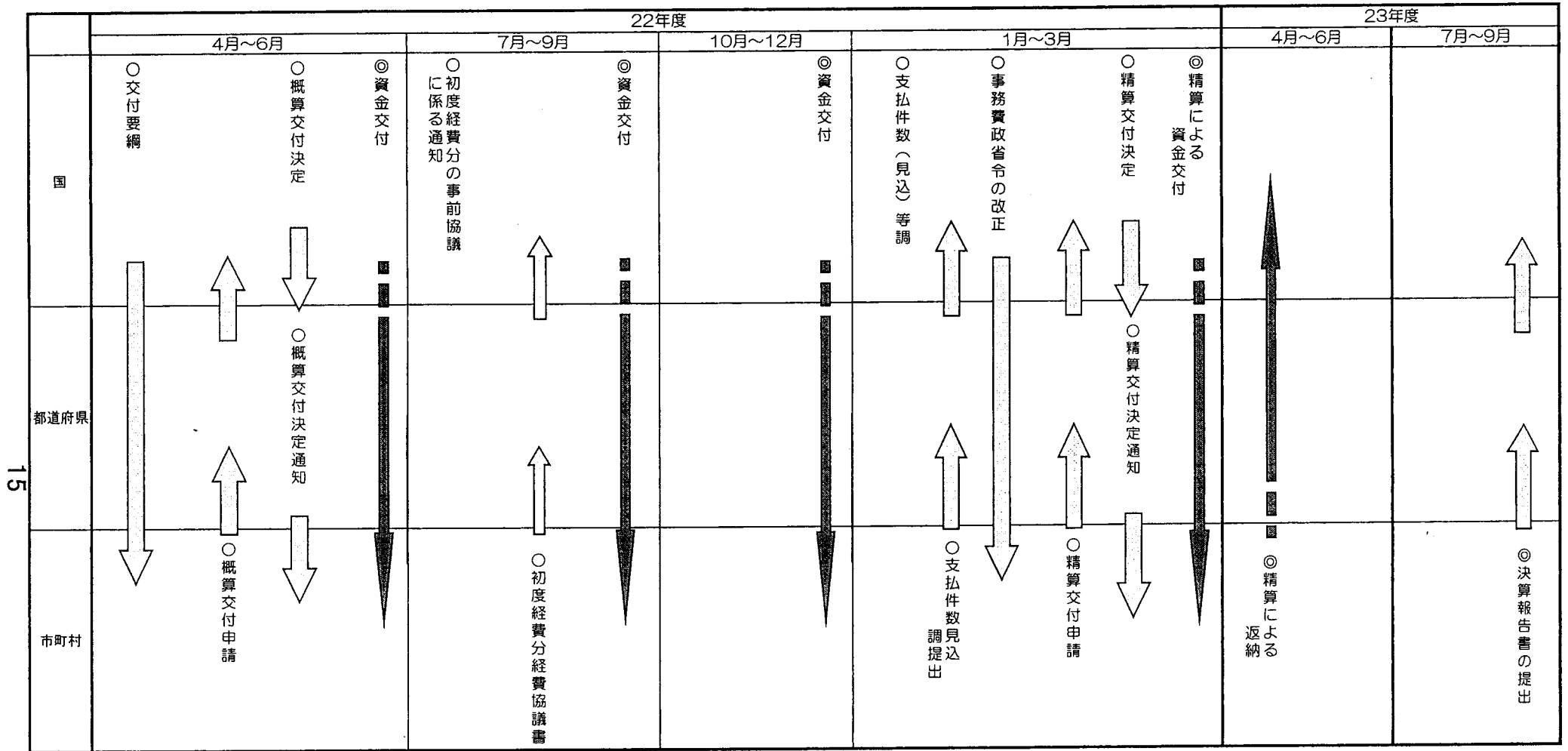
- 厚生労働省としては、必要な情報提供に努めるとともに、法案成立後は、制度の実施に向けて周知広報等に努めていくこととしているが、地方公共団体におかれても、制度の円滑な実施を図るため、法案成立後の住民への周知広報等について積極的な取り組みをお願いします。

# 子ども手当に係るスケジュール例(イメージ)

年月	国	市町村			交付金(児童手当)
		適用関係	給付関係	交付金(子ども手当)	
22年1月 ~3月	全国担当課長会議		適用システム		22'概算交付申請 (1年分(2~3月分))
14 22年4月 ~6月	法律、政省令、通知等 4/1子ども手当施行(予定) 交付要綱等 22'概算交付決定(子ども手当) (1年分(4月~1月分)) 22'概算交付決定(児童手当) (1年分(2~3月分)) 資金交付(6月定期支払分)	移行処理 新規対象者への案内等	4/1認定申請受付  統計システム 現況届	給付システム  6月定期支払(4,5月分)	22'概算交付申請 (1年分(4月~1月分))  6月定期支払(2,3月分)
22年7月 ~				6月支払状況報告	6月支払状況報告

(参考)

子ども手当市町村事務取扱交付金のスケジュール例 (イメージ)



(注) 児童手当事務取扱交付金(平成15年度まで)のスケジュールをもとに作成したものであり、今後の検討により変更があり得る。

## 子ども手当に係る Q&A(VOL.1)

※地方公共団体から照会が寄せられた事項について、現時点で考えていることを整理したものです。

### 【基本的事項】

問1 子ども手当と児童手当の違いは何ですか。

(答)

子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から実施するものであり、受給者（親）の所得制限を設けないとともに、子どもの年齢や出生順位にかかわらず、一律に月額1万3千円を支給するものです。

問2 子ども手当法案は単年度の法案ということですが、23年度以降はどのようなのですか。

(答)

平成23年度以降の子ども手当については、平成21年12月23日の四大臣合意にもあるように、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する考えでいます。

問3 「子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組み」とはどのような仕組みですか。

(答)

子ども手当については、子ども手当及び児童手当の受給資格者を持つ者に対する手当の支給は、子ども手当の一部を児童手当として支給するものであるということを基本的考え方としています。

こうした考え方の下に、子ども手当のうち児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担するなどの所要の児童手当法の規定を適用することとしています。



問 4 子ども手当について所得制限を設けない理由は何ですか。

(答)

子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から実施するものであり、家計の収入がどのように変動しようとも確実に支給されるような仕組みとするという考え方のもと、所得制限を設けないこととしたものです。

問 5 所得制限を設けないことにより支給対象となる受給者に係る子ども手当については、どのような費用負担となるのですか。

(答)

1 所得制限を設けないため、特例給付や所得制限額超に係る者については、児童手当分(0歳～3歳未満は1万円、3歳～小学校修了前は第1子・第2子5千円、第3子以降1万円)について、児童手当法の規定に基づき、以下の費用負担を適用することを予定しています。

(1) 0歳～3歳未満

- ・ 被用者 国 1/10、地方公共団体 2/10、事業主 7/10
- ・ 非被用者 国 1/3、地方公共団体 2/3

(2) 3歳～小学校修了前

- ・ 被用者 国 1/3、地方公共団体 2/3
- ・ 非被用者 国 1/3、地方公共団体 2/3

2 なお、所得制限を設けないことに伴う地方公共団体の負担増については、実質的に地方公共団体の負担が増加することのないよう、特例交付金により措置されることとなっています。

【申請・認定・支給関係】

問6 子ども手当と児童手当は別々に支給されるのですか。申請者からはそれぞれの申請を提出してもらうのですか。

(答)

手当の支給としては、子ども手当として申請を受け、支給することとし、申請者及び市町村に二重の事務負担が生じないように制度設計を行うこととしています。

問7 子ども手当の一部として児童手当を支給する仕組みであることから、認定通知は別々に行う必要があるのですか。

(答)

手当の支給としては、子ども手当として支給することとし、認定通知は子ども手当として行うように制度設計を行うことを考えています。

問8 児童手当受給資格者については、子ども手当の一部が児童手当法の規定により支給する児童手当である旨を認定通知により明示する必要があるのですか。

(答)

子ども手当の一部は、児童手当として支給する仕組みを考えています。ただし、子ども手当として一括して支給することを考えており、子ども手当の額のうち児童手当相当額が児童手当法の規定により支給された児童手当にあたる旨をお知らせする方法については、市町村の判断で行うことでよいと考えており、広報等の活用も考えられ、認定通知に付記することに限るものではありません。

問9 児童手当の受給者に次のような転出・転入が生じた場合、申請免除及び支給開始月の取扱いに係る経過措置はどのようになりますか。

- ① 3月31日にA市を転出し、4月1日にB市に転入した場合
- ② 4月にA市からB市に転居した場合

(答)

以下のとおりを考えています。

①のケース

申請免除 : 対象外 (3月31日現在でB市の児童手当受給者ではない。)

支給開始月 : B市に9月30日までに申請が行われれば4月分から支給

②のケース

申請免除 : 対象 (A市に係るものに限る。)

支給開始月 : 4月分はA市から支給。5月以降分については、B市に認定請求を行う必要があり、9月30日までに申請が行われれば、5月分から支給

問 10 児童手当受給者であって、平成 22 年 3 月末で小学校を修了する児童を養育する者は、改めて、子ども手当の認定請求をする必要がありますか。

(答)

施行日の前日において、児童手当法に基づく市町村の認定を受けている者については、子ども手当に係る認定の請求を当該市町村に行っているものとみなす方向で考えていますので、ご指摘のような場合には、子ども手当の認定請求を改めて行う必要はないと考えています。

問 11 平成 21 年度の児童手当で所得制限超となっている者は、平成 22 年 5 月までは平成 20 年所得を算定年度としていますが、このような場合でも施行日以降に申請を行えば 4 月分から支給されるのですか。

(答)

子ども手当においては所得制限が設けられませんので、施行日において、監護等の子ども手当の支給要件に該当する場合には、9 月 30 日までに申請を行えば 4 月分から子ども手当の支給を受けることができます。

問 12 子ども手当の新規対象者については、経過措置として申請猶予期間が設けられる予定ということですが、現在、児童手当が受給可能でありながら未申請のため児童手当を受給していない者も、4 月以降 9 月 30 日までに申請すれば、4 月分から支給されると考えてよいですか。

(答)

お見込みのとおりです。

問 13 現況届が未提出等により児童手当が一時差し止められている児童手当受給者等については、申請免除に係る経過措置が適用されませんが、当該受給者から子ども手当の支給について申請があった場合、児童手当の現況届が提出されるまでの間は支給できないのですか。支給できない場合、申請があった翌月から支給されることとなるのですか。

(答)

児童手当制度においてその支給が一時差し止められている場合であっても、子ども手当に係る認定請求が行われ、支給要件に該当すれば、子ども手当の支給が受けられるものと考えています。

この場合は、申請猶予期間が適用され、9 月 30 日までに申請が行われれば、子ども手当は 4 月分から支給するものと考えています。

なお、差し止められている児童手当の支給については、現況届の提出により、受給要件についての確認が必要となります。

問 14 子ども手当に係る認定請求書においては、所得額は必要ないか。被用者・非被用者の区分、年金種別の項目は残りますか。

(答)

子ども手当においては、所得制限は設けないため、所得額については基本的には必要ないと考えています。

また、被用者・非被用者の年金種別の項目等については、必要と考えています。

問 15 子ども手当の認定請求について、郵送による申請は可能ですか。

(答)

市町村のご判断により、郵送による認定請求の申請を受け付けることは可能です。その際、個人情報の取扱には十分留意して下さい。

問 16 転入の際に、前市町村の所得証明書の提出を求める必要がありますか。

(答)

子ども手当においては所得制限を設けないこととしていますので、原則として必要ないと考えています。

問 17 子ども手当は所得制限がないということですが、受給者は主たる生計維持者でなくてもよいのか。その場合、児童手当の受給者から変更してもよいですか。

(答)

子ども手当においても、監護や生計同一又は生計維持が支給要件となると考えています。

従って、現行の児童手当と同様、父も母も子どもを監護している場合には、生計を維持する程度の高い者が受給資格者となりますので、生計維持等の状況が変わらない場合には、原則として児童手当の受給者からの変更はないと考えています。

問 18 子ども手当の現況届の取扱いはどうするのですか。

(答)

監護要件、被用者・非被用者の区分等について確認する必要があるため、6月に現況届を行うことを考えています。

ただし、4月、5月に新規に認定請求した受給者については、平成22年6月の現況届は不要とする方向で検討しています。なお、認定請求日以降6月1日までの間に、監護状態や被用者・非被用者の区分等について変更があった場合には、本人から申し立てをしてもらう必要があると考えています。

問 19 平成 22 年 3 月分までの児童手当について、子ども手当において、内払い調整はできますか。

(答)

平成 22 年 3 月分までの児童手当について、支給すべきでない支給が行われた場合には、児童手当として、民法上の返還請求を行う必要があります、子ども手当において内払調整はできないものと考えています。

問 20 児童手当受給者台帳は平成 22 年度以降も管理する必要がありますか。

(答)

児童手当受給者台帳については、既にお示ししているように、支給事由の消滅する日の属する年度の翌年度から 5 年間の保存が必要です。

問 21 平成 22 年 2 月、3 月分の児童手当の支給は随時払いで行う必要がありますか。

(答)

6 月の定期払いで支給することを考えています。

問 22 平成 22 年 2 月、3 月分の児童手当と子ども手当の 4 月、5 月分を併せて振り込むことはできますか。

(答)

平成 22 年 6 月定期支払においては、子ども手当（4 月・5 月分）のほか、児童手当（2 月・3 月分）を支払うことを考えています。

支払に当たっては、それぞれの手当について支払通知を行うこととなりますが、銀行口座等への振込みは併せて行うことができるよう検討しています。

【交付金関係】

問 23 4月分以降の児童手当分の市町村に対する交付金は子ども手当交付金とは別になるのですか。

(答)

市町村に対する交付金は、子ども手当交付金として一つの交付金とする予定です。  
 なお、児童手当(2月、3月分)については、児童手当交付金として交付することを考えています。

問 24 子ども手当交付金の概算交付申請において、どのような積算をすればいいのですか。

(答)

子ども手当交付金の概算交付申請については、児童手当と同様にシステムによる処理を検討しています。

当該処理については、児童手当と同様に、0～3歳、3歳～小学校修了前及び中学生のそれぞれの子どもについて、被用者・非被用者別に、第1子・第2子・第3子以降の人数を積算の上、システムに入力することを考えています。

なお、市町村における子ども手当(1万3千円)の給付費に占める国、都道府県、市町村のそれぞれの費用負担の割合を計算すると下表のとおりとなる予定です。

支給対象児童		国	都道府県	市町村
0～3歳未満	被用者	11/13	1/13	1/13
	非被用者	19/39	10/39	10/39
3歳以上～ 小学校修了前	第1子	29/39	5/39	5/39
	第2子			
	第3子以降	19/39	10/39	10/39
中学生		10/10	-	-

※ 上記の負担割合は、子ども手当の額(1万3千円)に占める負担割合を示したものであり、国の負担割合は、児童手当分とそれ以外の子ども手当分の負担が含まれます。

※ 所得制限の撤廃に伴い、特例給付の対象者及び所得制限超過の者については、児童手当法の規定に基づく費用負担の割合を適用することを予定しています。

問 25 子ども手当市町村事務取扱交付金の経常経費の交付申請方法について、平成 21 年度及び平成 22 年度の受給者見込数とは、どのように算定することが考えられますか。

(答)

子ども手当市町村事務取扱交付金の概算交付申請時における受給者見込数については、以下のような方法により算定することが考えられます。

- ①平成 21 年の受給者見込数については、平成 22 年 2 月末の受給者数
- ②平成 22 年度の受給者見込数については、過去の児童手当等における支給対象児童数と受給者数の割合等により、平成 22 年度において見込まれる子ども手当の支給対象児童数から算出した見込数など

問 26 振込手数料は事務取扱交付金の対象となりますか。

(答)

振込手数料については、児童手当からの受給者の増加分に係るものについては対象と考えています。

【システム経費関係】

問 27 補助の対象となる経費はどのようなものですか。

(答)

子ども手当については平成 22 年 4 月からの施行を考慮しており、その円滑な実施を図るため、本補助は、市町村において平成 21 年度内に子ども手当の支給に向けたシステム開発に係る準備を進める場合に、その経費について国が助成を行うものです。

具体的には、子ども手当の準備に係るシステム経費として、システムの開発や改修の経費、ハードウェアの増設、ソフトウェアの購入等が補助対象と考えています。

なお、システム経費のみが補助対象であり、広報経費や人件費は補助対象とはなりません。

問 28 システム経費については、どのような基準で補助を行うのですか。

(答)

補助額については、原則として、①基準額（300 万円）と②人口に応じて算定する上乗せ額を合算した額を補助額（7,000 万円を上限）とすることを考えています。

問 29 平成 22 年度への繰越しは可能ですか。

(答)

システム経費補助は、繰越明許となっており、各市町村で年度内に支出を完了することが期し難い場合は、その承認を受けて、繰越することができます（明許繰越）。

問 30 平成 22 年度予算でシステム開発を予定しているが、補助対象となりますか。

(答)

システム経費補助は、平成 21 年度の事業に対する補助であり、市町村においても平成 21 年度予算として計上していただく必要があります。平成 22 年度予算の事業は補助対象となりません。従って、平成 22 年度もシステム開発を行う場合には、平成 21 年度補正予算に所要の予算を計上した上で、明許繰越の手続きをとることが考えられます。



【その他】

問 31 子ども手当を市町村に寄附することができる仕組みを検討中としていますが、その内容はどのようなものですか。市町村が寄附を受けた場合も当該寄附に係る子ども手当については、国庫負担の対象となるのですか。

(答)

子ども手当に係る寄附については、受給者が簡便に寄附できる仕組みとしたいと考えており、その詳細については検討中です。

市町村が寄附を受けた場合も当該寄附に係る子ども手当については、国庫負担の対象となる仕組みとしたいと考えています。

問 32 子ども手当は、生活保護では収入認定されますか。

(答)

子ども手当の生活保護上の取扱いについては、収入認定を行った上で、子ども手当の効果が被保護世帯に満額及ぶよう所要の措置を講ずる予定です。

問 33 児童育成事業についてはどのような取扱いとなるのですか。

(答)

現行と同様の仕組みとなります。